

Ⅱ 特定動物

1 規制対象動物・適用除外

問1 特定外来生物が除外されることとなった理由は何か

今般の法改正により特定動物の飼養規制が法律に基づく規制となったことから、外来生物法との二重規制を避けるため、特定外来生物を指定から除外することとしたものである。（外来生物法の規制の態様は動物愛護管理法の規制と同等以上であるため、必要な規制は担保される。）

なお、人の生命等の保護の観点から特定外来生物に指定されているくも綱さそり目、くも目の動物種についても、特定動物として指定されうるものであるが、同旨により特定動物としての指定を行っていないものである。

問2 規則第13条第10号に規定されている「3日間」はどのように算定するのか

ある「許可権者になりうる自治体」の区域内における滞在期間（事実上、関連した行為であるとみなされる行為に係る滞在期間の通算）を算定するものである。

問3 税関職員の業務等の適用除外されている業務を補助するために、業者等のその他の者に飼養保管を依頼した場合には、許可が必要か

当該業務を補助していることが明確であると認められる場合には、不要である。

2 経過措置

問1 経過措置期間中に数の増減があった場合は、増減届出が必要か
不要である。

問2 動物取扱業と異なり、施行日以前の許可申請及び処分を認めている理由は何か
許可規制を導入していない自治体の一部にあること、新たに2種が規制対象として追加されていること等を踏まえたものである。

問3 基準は適用されるのか

従前より改正前の動物愛護管理法に基づき定められている条例により特定動物の飼養又は保管の許可を受けていた者(改正動物愛護管理法に基づく許可に切り替えていない者)については、法第31条に規定する飼養又は保管の方法に限って適用が義務付けられている(ただし、識別措置については適用除外(規則第20条第1項第3号))。

また、従前より改正前の動物愛護管理法に基づき定められている条例により特定動物の飼養又は保管の届出をしていた者については、規則第13条第12号に基づき、改正動物愛護管理法に基づく新たな許可の申請は、1年以内(平成19年5月31日まで)に行えばよいこととされているが、許可の基準及び取扱いの基準の双方とも適用されない。

これは、このような措置を受ける者が公立の動物園等の公的性格を有する団体に限定されていること等を勘案したものである。

3 申請書

問1 申請の単位はどうなるのか

許可申請は、特定飼養施設別・動物種別に行うこととなる。

問2 飼養数がゼロになった場合、許可は失効するのか

ゼロになったことをもって、自動的に失効することはない。

問3 移動用の飼養施設については、申請書にどのように記載するのか

飼養施設は、固定施設と移動用の施設に大別できる。申請書には、双方の施設について、それぞれに必要な事項を記載することが必要である。

なお、ミニバン等の移動用の飼養施設の所在地については、〇〇県一円などその移動範囲の記載を求めることとなる。この移動範囲については、許可を受けた自治体の長の管轄する自治体の区域内に限定され、許可を受けた自治体の区域を越えて〇〇一円と記載することは許容されていない。

問4 「数」には、何を書くのか

飼養保管する可能性のある数の上限の記載を求めるものである。この数の上限の範囲内で、実際に飼養又は保管する特定動物の数に増減があったときは、その都度、数の増減届出が行われることとなる。

なお、実験動物、展示動物、畜産動物については、台帳記録及びその5年間保管を行い、毎年、報告する場合は届出が不要とされる措置がある。

問5 同一施設で複数の動物種を飼養保管する場合、平面図等の添付書類もそれぞれに用意させなければならないのか

申請書はそれぞれに提出させることになる。ただし、同一の施設において複数の動物種を飼養保管する場合であって、これらに係る許可を同時に申請する場合は、申請書は動物種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。

問6 規則第22条において、申請書又は届出書を正本にその写し一通を添えてしなければならないとした理由は何か

受理印等を押したうえで写しを届出をした者に返却し保管してもらうことを想定しているものである。

問7 欠格要件に該当しないことは、申請者の自己申告制でよいのか。裏付け書類の提出については、どのように扱えばよいのか

自己申告制を基本としているが、必要に応じて裏付け書類の添付等を指導されたい。

4 変更届出等

問1 許可には有効期間があるのか

5年を超えない範囲内で、各自治体によって、定められることとなる。

問2 許可の更新はできるのか

「許可の更新」という概念はない。許可の有効期間が満了したときは、新たに許可を受けることとなる。

問3 許可を継続するための申請は、いつまでに出してもらおうよう指導すべきか

許可の有効期間内に新たな許可（継続）の処分がされないときは、特定動物の飼養又は保管ができなくなることから、許可の際には、有効期間の満了する日との兼ね合いを考えた十分な時間的余裕をもって継続の許可申請をするよう指導するか、又は「許可の有効期間内に処分がされないときは、許可の有効期間が満了した後でも、その処分がされるまでの間はその効力を有することとする」旨の定めをすることが考えられる。

問4 数の増減届出の基数は何か

申請書に記載されている「実際に飼養又は保管しようとする数」である

問5 増減届を出す時点の基点は、どうなるのか。

「飼養開始予定日」が基点の時点となる。従って、飼養開始予定日とは、「遅くともこの日までには実際の飼養保管数として申請した飼養保管の開始を完了させる予定の日」という意味になる。この日まで、予定の数の飼養保管の開始がされない場合は、数の増減届出の提出が必要になる。

問6 「数」を越えて飼養保管する場合は、許可の変更手続きが必要となるのか

そのとおり。

問7 許可証を亡くしたままでもよいのか

よい

問8 法第28条第1項ただし書の「省令で定める軽微な変更」は、定められていないのか 現在のところ、定められていない。

5 基準

問1 鉄格子の格子の直径など、施設基準の詳細を示す予定はあるのか

動物種、素材等によって異なること等から、当面は、ケースバイケースで対応せざるを得ないものと考えている。

問2 特定動物を触れ合い活動に使うことは可能か

特定動物については、第三者が容易に特定動物に接触しないようにすることとされているが、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している場合であって、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めたときにあつては、ふれあい活動は許容される。

なお、このような場合であっても、特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するうえで不相当と認められないようにする義務が課せられる。

6 識別措置

問1 「識別措置」及び「数の増減」に係る届出の扱いはどうなるのか

| 事項 識別措置 の種類 | 許可申請時の手続き | | 許可後の手続き | | |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 既に識別措置が施されている、特定の個体を飼養保管する場合 | 左記以外の場合（個体が不特定、特定されているが未装着・装着困難等） | 申請書に記載した「実際の飼養保管数」に係る飼養保管をする場合 | 許可申請時に識別情報を添付した個体を飼養保管する場合 | 左記以外の場合 |
| 規格マイクロチップ・識別番号を付した脚環（鳥類）による場合 | 許可申請時に識別情報を添付することが必要 | — | — | 飼養保管を開始してから30日以内に「識別措置届出」が必要 | 飼養保管を開始してから30日以内に「数の増減届出」が必要 |
| 上記以外の措置による場合 | — | — | — | 飼養保管を開始してから30日以内に「識別措置届出」が必要 | 飼養保管を開始してから30日以内に「数の増減届出」が必要 |

※「数の増減届出」には、識別措置の届出の内容が含まれているため、識別措置の届出をしたとみなすことができるが、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第2条に定められている獣医師による埋込み証明書等の必要な書類を添付する必要あり。

※実験動物で哺乳類に入墨等、鳥類に翼帯等をつける場合で、申請時に添付報告した方法によって管理するとともに台帳記録を行い、毎年、報告する場合は、識別措置届出及び数の増減届出は不要（許可申請時における識別情報等の添付は必要）。当該措置は、展示又は畜産目的で飼養保管する場合にも準用されている。

7 施設外飼養・移動

問1 特定飼養施設の外での飼養保管は認められるのか

特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、移動用施設への収容等の目的で一時的に特定飼養施設の外に連れ出す必要が認められ、一定の要件を満たす場合には、一時的に特定飼養施設の外で飼養又は保管することができる。

問2 鷹狩り等の係留をしない特定飼養施設の外での飼養保管は可能か。

鷹狩りでの鷹の使用のように、係留をしていない場合はその利用目的を達成することができない場合については可能であるが、あらかじめ都道府県知事又は政令市の長に届け出ることが必要である。

問3 一時間を超えて特定飼養施設の外で飼養保管できるか

特定動物の利用目的の達成のためやむを得ないと認められる場合は、可能であるが、あらかじめ都道府県知事又は政令市の長に届け出ることが必要である。

問4 許可を受けた自治体以外の自治体の区域においても、特定飼養施設の外での一時的な飼養保管ができるのか

可能である。なお、この場合の各種届け出の提出先は、その区域を管轄する都道府県知事又は政令市の長になる。

問5 移動用の飼養施設の所在地を超える移動を行う場合に必要な手続きは何か

「移動用の飼養施設の所在地を超える移動」を行う場合に必要となる手続きは、次のとおり。

| | 移動の場所が許可を受けた自治体の区域内 | 移動の場所が許可を受けた自治体の区域外 |
|---------------|---------------------|--------------------------|
| 滞在期間が3日以内の場合 | — | 関係都道府県又は政令市に対する通知が必要 |
| 滞在期間が3日を超える場合 | 所在地の変更許可が必要 | 関係都道府県又は政令市から許可を受けることが必要 |

問6 「第三者が動物に容易に接触できないよう措置を講じる」規定は、施設外飼養の際にも適用されるのか

そのとおり。

問 A県に本拠地たる事業所等（展示施設、飼養保管施設、事務所等）を有している者が、全国各地でサル回し芸の巡業活動を行う場合に必要となる手続きは、どうなるのか
動物取扱業及び特定動物に係る規制の概要は、次のとおり。

| | | | 動物取扱業規制 (業活動) | 特定動物規制 (飼養保管) |
|-------------------|---------------|-------------|--|--|
| 本拠地の事業所での業活動や飼養保管 | | | A県知事に登録が必要 | A県知事の許可が必要 |
| 本拠地以外の地域での業活動 | A県内 | 巡業地への移動 | 手続き不要 | 手続き不要 (許可を受けた移動用の施設による移動の場合※1) |
| | | 巡業地での一時的な興行 | 手続き不要※1 ただし、事業施設を設けて、かつ、一定時間（概ね24時間）を越えて業活動を行う場合は、別の事業所とみなされることから、別途の登録が必要。 | 手続き不要※1及び2 ただし、興行等に当たって、1時間を越えて、許可を受けた移動用の飼養施設の外に出す場合は、A県知事への事前の届出が必要※3。 |
| | B県（Z県を通過して移動） | 巡業地への移動 | 手続き不要 | B県とZ県知事に約3日前までに通知 (許可を受けた移動用の施設による移動の場合※1) |
| | | 巡業地での一時的な興行 | 手続き不要※1 ただし、事業施設を設けて、かつ、一定時間（概ね24時間）を越えて業活動を行う場合は、別の事業所とみなされることから、別途の登録が必要。 | 手続き不要※2 ただし、興行等に当たって、1時間を越えて、許可を受けた移動用の飼養施設の外に出す場合は、B県知事への事前の届出が必要※3。 また、滞在期間が3日を越える場合は、B県知事の許可を別途に受けることが必要。 |

※1 移動用の飼養施設の所在地が登録又は許可を受けた範囲内である場合に限る。所在地が「A県〇〇市一円」又は「A県一円」となっていて移動範囲がこれを越える場合は、動物取扱業規制については事後の変更届出が必要。

※2 自治体によっては、許可の条件として、別途に「事前通知等」を義務づけている場合があるので注意が必要。

※3 取扱者（許可申請書に記載）が立ち会うとともに、引綱等を用いた十分な逸走防止措置が必要。なお、引綱等を使用しない場合には、事前の届出が必要。

8 その他

問1 逸走時の通報義務等の上乗せ規制を条例で課すことは可能か
可能である。

問2 特定動物の標識は、誰が作成するのか
特定動物飼養者が作成等し、掲示することとなる。

問3 許可の効力が保持された状態で、飼養又は保管の許可の廃止の届出（許可証の返納）を行うことなく特定飼養施設を取り壊した場合は、許可を取り消すことができるか
法第29条第2号に基づき、許可を取り消すことが可能である。

問4 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第2条第1項第1号ホ等に規定する「教授等と同等と認められる研究者」とはなにか。
特別行政法人等において試験研究を実施する者のことである。

問5 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第2条第1項第1号へ、同第3号ホに規定されている「逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であること」については、どのような考え方で判断すればよいか。

次の要件のすべてを満たすこと等を基本にして判断することが適当であると考えられる。

- ① 飼養保管数が希少であること又は当該特定動物が特徴的な形態を備えていること。
- ② 一般公開されている等により所有関係が明白にされていること。
- ③ 逸走等の有無が容易に確認できること。